

第4回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年7月9日（金）午後2時05分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（12名）	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員（0名）				
推進委員（8名）	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第12号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第14号議案 非農地の現況証明について 第15号議案 農用地利用集積計画の決定について 第16号議案 農用地利用配分計画の策定について 第17号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	第1号 貸借の解約等の通知について 第2号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 事務局 会長（議長）	<p>ただ今より、令和3年度第4回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、12人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となりますので、では進行をお願い致します。</p> <p>それでは進行致します。本日の議事日程は皆さんのお手元に配布のとおりでございます。次に「会期の日程について」を議題と致します。お諮りを致します。令和3年度第4回湯梨浜町農業委員会定例総会の会期は令和3年7月9日、本日1日限りとしたいと思っております。これで宜しゅうございますか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>はい。ご異議なしと云う事でございますので、本総会は本日1日限りとさせていただきます。</p>
2 議事録署名委員の指名	（議長）	<p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>異議なしと認めます。議事録署名委員には7番の山本美代子委員、そして9番の清水武敏委員、両名を指名させていただきます。よろしく申し上げます。なお会議書記におきましては、事務局の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第1号 賃貸借の解約等の通知について	（議長） 事務局	<p>次に日程3、報告事項に入ります。報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知」について。それでは説明してください。</p> <p>報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、本委員会に報告するものです。</p>

<p>第 2 号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>番号 1 権限の種類 農地法。通知者賃貸人は、はわい長瀬●●。賃借人は、はわい長瀬●●。土地の表示 はわい長瀬——。地目は田、面積は 1,276 m²。 合意の成立日は令和 2 年 10 月 31 日。土地の引き渡し日は令和 3 年 6 月 15 日であります。なお、今後の耕作については、利用権設定使用貸借による貸付けがまとまっております。今月の利用集積計画に出て参りますので、後ほどご審議頂きます。報告事項第 1 号につきましては以上です。</p> <p>はい。続いて報告事項第 2 号「農地転用現況確認状況について」説明してください。</p> <p>報告事項第 2 号「農地転用現況確認状況について」を説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁)</p>
<p>4 議事 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>番号 1 転用者 中興寺●●。土地の表示 大字中興寺——、地目は宅地。面積が 500 m²。転用目的は一般住宅。許可指今年月日及び番号は議案書記載のとおりであります。確認書交付年月日は令和 3 年 6 月 22 日、調査結果は平成 19 年 6 月 1 日基礎工事完了であります。</p> <p>次の頁 3-1 に航空写真による位置図をつけております。赤色で縁取りをしている場所でございます。以上であります。</p> <p>はい。報告事項、この説明が終わりました。これは報告でございますのでご承認頂く訳でございますが、もし皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言してください。</p> <p>一括してお尋ねを受けます。</p> <p>それでは無い様でございますので、次に進めさせていただきます。</p> <p>日程 4 番、議事に移ります。議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明を求めます。</p> <p>議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>なお、今月の案件は 5 件ありますが、その 5 件の 7 筆は全て農業振興地域農用地区域外であります。従いまして、今月案件の下限面積は全て 1 アールと云う事になります。</p> <p>番号 1 譲受人は、旭●●。譲渡人は、旭●●。土地の所在 大字旭——。地目は台帳・現況</p>

<p>農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>は事務局から説明をしてください。</p> <p>議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁及び資料 1 の 1 から 7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字久留——と、もう一筆、大字久留——。何れも現況地目は畑。転用面積は、それぞれ 215 m²。215 m²と 215 m²で合計が 430 m²であります。</p> <p>転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売住宅 2 棟。建築面積は 112.54 m²であります。</p> <p>譲受人は、倉吉市 株式会社●●。譲渡人は、はわい長瀬●●。契約内容は、売買による所有権移転。立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地。区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有であります。</p> <p>事業内容は、建売住宅が 2 棟。建築面積は各 56.27 m²で、駐車場が各 2 台。そして町道拡張部に可変側溝を新設するもので、これが延長 30.5m。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 が航空写真による位置図であります。はわいこども園に入る所の道の、面した所の裏手。田んぼの方側なんですけども。参考に説明しておきますと、航空写真で描いてある筆の筋と、そこの上にマジックで、青いマジックで線を引き直しているんですけども。現時点では、航空写真の筆を一度合筆して一枚にしたやつを、もう一度切り直して分筆をし直してある状態でございます。切り直した内、色を付けている 2 筆がこの度転用申請があった場所と云う事になります。</p> <p>それから現地の写真につきましては、別添の資料 1 の 1 頁目であります。こう云う風な所と云う事でご理解頂ければと思うんですけども。資料 1 の方、頁をめくって頂き 2 頁目が公図。それから 3 頁目が造成工事施工概略図であります。</p> <p>図面を見て頂きまして、申請地の南側に町道があるんですけども、その間にある水路部分に可変側溝を新設して、町道から直接出入りができるようにするものであります。と言いますのも、申請地の北側にも道路はあるんですけども、これは私道でございまして。住宅建築するに</p>
-------------------------------	------------	---

	<p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>当たりまして建築基準法上の接道として要件を満たさない。それじゃだめだと云う事なものですから、南側の町道から直接入ると云う計画にしないと建築基準法を満たさないなので、その様な計画をしております。</p> <p>現在土水路。3頁の図面を見て頂いて、図面の下側ですね。土水路があるんですけども、その所に可変側溝と云うコンクリート製品を据えまして。窪んだ所は土を埋めてアスファルト舗装をして。道路を実質的に広げると云う形をとった上で、そこから申請地に進入すると云う、そういう計画でございます。</p> <p>それから4頁目が土地利用計画図で。土地利用計画図で水回りの配管も図示されております。汚水は公共下水道へ接続し、雨水は町道の側溝へ、新設する可変側溝へ排出する計画であります。</p> <p>それから頁をめくって頂き5頁が建物平面図、6頁が立面図であります。それから7頁目が上水道と公共下水道の、申請地周辺の管路図でございます。</p> <p>と云う事で、雨水につきましても、きちっと排出が計画されておりますので、周辺農地に影響を与える心配は無いと云う事になるんですけども。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>ちょっとね、補足で説明をさせてください。資料1の3頁目。申請地の所に215.98と云う風に両方書いてあります。結局、実測ではそう云う風になると云う事で。現時点での登記上の面積と云うのは小数点以下は付きません。農地ですので整数止めでございます。と云う事で、そうすると登記簿上は215㎡と215㎡ですので。それしか出て来ませんから登記簿の面積を合わせると430㎡と云う事になります。</p> <p>但し、これ、宅地に地目が変わった暁には小数点以下第2位まで土地の登記簿に載って参りますので、その際には215.98㎡と云う登記に変わります。現時点はまだ農地なので小数点以下は、数字は採用されませんので、その様にご理解を頂ければと思います。以上です。</p> <p>それでは以上で説明が終わりました。引き続き、現地確認委員による調査の報告をして頂きます。それでは15番の山下昇推進委員より、現地確認報告をして頂きます。お願いします。</p>
--	-----------------------------	--

	<p>山下昇推進委員</p> <p>議長</p> <p>尾川委員</p> <p>議長</p>	<p>はい。それでは報告致します。本日の調査員は長谷川会長、そして 1 番の山下和子委員、12 番の下田委員、そして 15 番の私、山下。それから事務局 2 名の合計 6 名で 10 時半から現地の方へ出かけて確認に行きました。</p> <p>今、詳しく説明がありましたけども、確認の意味で本冊の 5-1 を見てください。5-1、その周辺をアップした写真が付いておりますけども。左の方に見えるブルーの屋根は●●の建物です。それから中央部分に赤い様な屋根が見えますが、これはかつて●●医院と云う病院がありました跡です。上の方には●●と云う船を販売するような会社も見えますので、大体の位置は掴めたんじゃないかと思います。</p> <p>そこの中央寄りの下の所に、赤いマジックで斜めに線が入れてあります——と——と云うのが有るかと思います。ここがその場所になります。それで更に、現地の地上からの写真は資料 1 を見てください。資料 1 です。</p> <p>これが現地の写真ですが、この写真では随分草が生えて、大きい草がある様な写真ですけども、現在は、草は刈ってあります。</p> <p>右上の写真は西の方から東を向いた写真になります。それからその下は南の方から北の方を向いた写真になる訳です。ですから地図と写真とを合わせてもらえば大体の位置が掴めると思います。</p> <p>それで後は、資料 1 の 3 頁が良く分かるのではないかと思います。この南側の所に町道が走っております。そして、そのすぐ横に水路がある訳ですけども。町道の幅が、4 頁の方が良いでしょうか。4 頁の図面を見てください。町道の幅が 5m10 程あります。そして水路。この水路が 2m30 あるんですけども、この部分を更に道路拡張して。ここに可変側溝を入れて道を広くして、この道の方から、その A 区画と B 区画から出入りをする道にすると云う事です。</p> <p>そして後、雨水であるとか下水の処理とか、そう云ったものもキチッと明記してありますので、周辺に問題は無いと考えております。以上です。</p> <p>はい。以上で現地確認委員による報告を終わりました。これより議案第 13 号についての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ、尾川委員どうぞ発言を。</p>
--	--	---

議案第 14 号 非農地の現況証明について	尾川委員	資料 7 頁の、私道の方に上水道・下水道が入っているんですが、私道を掘削して引き込みされると思うんですけども。許可は得てあるんですか。
	議長	はい。説明してください。
	事務局	はい。施工の際には、当然掘削しなくてはいけないになりますので。この度の譲渡人の土地も含んでますし、それから隣接耕作者の方、同意書を取っておられる隣接耕作者の方の土地もあるものですから。そこは当然、同意を得た上で工事をされることになるんですけども、同意を得られる見込みがあると云う事になります。
	尾川委員	分かりました。
	議長	はい、その他に質疑はございますか。質疑はございませんか。はい、それではこれで質疑は打ち切ります。これより採決を行います。議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。 《全員挙手》
	(議長)	はい。全員が挙手でございます。よって議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり意見決定を致しました。
	事務局	続きまして、議案第 14 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明してください。
		議案第 14 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 6-1 頁、資料 1 の 8 頁)
		番号 1 申請人は大阪市此花区●●。土地の所在 大字上浅津——。地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 207 m ² 。昭和 60 年以前から農地として利用されておらず、現在に至るものであります。
		頁をめくって頂き 6-1 が航空写真による位置図でございますけれども、整理番号 1 と整理番号 4 が近い場所なものですから、両方を示させて頂いております。整理番号 1 は図面。右側の赤線で囲った場所でございます。そして現地の写真は資料 1 の方、8 頁でございます。 (資料は 6-2 頁、資料 1 の 9 頁)

	<p>議長</p> <p>下田委員</p>	<p>番号 2 申請人は橋津●●。土地の所在 大字橋津——。地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 120 m²。こちらは平成元年頃から車庫の敷地として利用し、現在に至るものであります。</p> <p>位置図につきましては、頁をめくって頂きまして 6-2。6-2 が航空写真による位置図であります。これは、はわい海水浴場の近く。上に見えている白い所がはわい海水浴場なんですけれども、その近くで、赤い線で囲っている場所が申請地でございます。そして現地の写真は、別冊資料 1 の 9 頁でございます。赤線で囲っている場所ですね。</p> <p>(資料は 6-3 頁、資料 1 の 10 頁と 11 頁)</p> <p>番号 3 申請人は中興寺●●。土地の所在 大字中興寺——から——までの 4 筆。地目はそれぞれ台帳 畑、現況 宅地、面積は記載のとおりでございます。</p> <p>こちらの方は 20 年以上前から住宅用地、駐車場や通路として使用し、現在に至るものであります。頁をめくって頂き、6-3 が航空写真による位置図であります。そして現地の写真は、別冊資料 1 の 10 頁と 11 頁に掲げております。赤い線で囲っている所がこの度の申請のあった所。ちょっと土地も複雑に入り組んでいて広いので、ちょっと分かり難いかなとは思いますが、まあ参考にしてやってください。</p> <p>(資料は 6-1 頁、資料 1 の 12 頁)</p> <p>番号 4 申請人は上浅津●●。土地の所在 大字上浅津——。地目は台帳 田、現況 道路、面積は 61 m²。こちらは昭和 56 年頃から宅地への進入路として利用されているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、6-1。6-1 の、今度は左側。左側で囲っている箇所、そこが申請地です。それから現地の写真は、資料 1 の 12 頁でございます。</p> <p>手前の道路から、その建物の建っている敷地の、門があるんですけども、門の所までと云う事でございます。説明は以上でございます。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、引き続き現地確認委員による調査報告をして頂きます。番号 1 の案件を 12 番の下田健一委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>それでは報告させていただきます。午前中に 6 名で現地の確認に行って参りました。場所は上浅津で、資料 1 の 8 頁の写真を見てもらったと思います。先ほど事務局から説明があったとおり、昭和 60 年以前から全然農地になってないと云う事で、この様な状態が続いています。</p> <p>併せまして、周りが宅地化しておりまして農地として見込が無いのではないかと思います、非農地</p>
--	-----------------------	---

	<p>議長</p> <p>山下和子委員</p> <p>議長</p> <p>下田委員</p> <p>議長</p> <p>山下昇推進委員</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p>	<p>として認めても問題無いのではないかと思います。以上です。</p> <p>はい。それでは次に番号 2 番。この案件を 1 番の山下和子委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>はい。番号 2 で、申請人は橋津の●●さんです。議案書の 6-2 をご覧頂きたいと思います。航空写真ですが、先ほど事務局からもありました様に橋津の海水浴場の周辺で。村中で赤線で囲ってあるのが申請地でございます。</p> <p>それから資料の 1 の 9 頁をご覧頂きたいと思います。現地の方はですね、20 年以上もですね、ここに出ております様に倉庫として、車庫の敷地として利用しておられた様でして。これはなかなかですね、農地の方に復元することは困難ではないかと考えまして、非農地として認めることに問題は無いと考えております。以上でございます。</p> <p>はい。ご苦労様です。続いて番号 3 番。12 番の下田健一委員に報告をして頂きます。</p> <p>それでは報告させていただきます。本冊の 6-3。中興寺——から——までの案件ですけども、資料 1 の 10 頁の、左の上の写真の本宅が先ほど農地転用現況確認された宅地でございます。それに隣接する宅地でございます。見てのとおり、何処も真砂で固められて、農地としての復元が不可能ではないかと思ひ、非農地として認めても良ではないかと思ひます。以上です。</p> <p>はい。それでは次に番号 4 番。15 番の山下昇推進委員より説明してください。</p> <p>はい。4 番の件ですけども、本冊の 6-1。6-1 と云うところの中心より左の方に④と云う数字が書いてありますが、その上に赤い線で囲っている所であります。</p> <p>それで写真は別冊の 12 頁。12 頁を見て頂きますと奥の方に住宅が建っており、その所に入る進入路としてこの様に使われております。それで、昭和 56 年頃から住宅への進入路として使われて来ております。そう云った様なことからして、問題無いと考えております。以上です。</p> <p>はい。以上で現地確認委員による報告を、これで終わります。それではただ今より、一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと聞きたいんですけど。</p> <p>どうぞ山本推進委員、どうぞ発言してください。</p> <p>この、見れば畑になってるんだが、この一覧に。こうして宅地になっちゃてるだろ。家が建つて。それで非農地ってどう云う意味かなと思つて。今までは原野だとかだったけど。</p>
--	--	--

	<p>議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員 事務局</p>	<p>それでは説明を。</p> <p>山本推進委員のご質問は「通常出てくる非農地って云うのは、元々畑とかだけど、今はもう山林化していたり或いは原野化していたりするパターンがほとんどなので、そう云うのじゃないのかな。だけど今日出てるのは、軒並み宅地と云う事になってて、なんか変だな。」って云う趣旨ですよ。</p> <p>はい。</p> <p>はい。まず台帳って云うのは、法務局にあります登記されている台帳ですので、現在は登記簿上は田んぼですとか畑の状態になってるんですが、色々多分いきさつがあろうかと思うんです、土地の。</p> <p>過去の経過があって今々の使い方がそれぞれ、例えば宅地としての使い方になってしまったり、或いは進入路の使い方になってしまったりと云う状態が 20 年以上に亘って継続していると。それをもって、もうとにかく今は 20 年以上農地として使われていない、と云う事から非農地と云う申請が出て来たと言います。</p> <p>あの、20 年って云うのが民法上の時効と云う事を援用しているんです。20 年以上経っちゃったら、いわゆる時効と云う事で「それが当たり前の状態になっちゃてるでしょ。だからそれを認めて上げましょう。」と云う、そう云う考え方の時効。だから「現状を、ありのままを認めましょう。」と云う事なんです、20 年経っちゃったら。それに基づいて「登記地目も現在の状況に合わせた地目に変えるために非農地の証明をしてください。」と云う事で申請が出て来たと言います。</p> <p>もちろん、「なぜそう云う風になってしまっているのか。」と云う疑問は分かります。</p> <p>例えば整理番号 2 番の橋津の車庫。これとか恐らくね、資料とか探してないんですけども、2 アール未満の農業用倉庫と云う事で出発して建てられてると思うんですよ。土地自体が小さいですから、農業用倉庫を立てちゃったらそれで全体がもう農地の状態じゃなくなっちゃいますので。本当はある意味すぐにでも、番号 2 については地目変更登記と云う事は、しても出来なくは無かったんですけども。まあ放っておかれたと。「20 年経っちゃたし、忘れてたからちゃんとしようかな。」と云う位な気持ちじゃなかろうかなと推察はしますけれども。</p> <p>少なくとも様々な経過があって、今の状態になっちゃってる。とにかく、「もう農地じゃない</p>
--	---	--

	<p>河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>山本正義推進委員 議長 山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>状態が 20 年以上続いているから、それを認めてください。」と云う申請。と云う風に受け止めても らった方が良いです。</p> <p>はい。ちょっと聞きたい。</p> <p>はいどうぞ、河井推進委員どうぞ。</p> <p>今ね、山本推進委員が言った様に、今の 2 番なら 2 番で家が建ってるんだから非農地って云う 問題と、それから農地がね、宅地にするって云う問題と。</p> <p>申請する人がね、「これは非農地で良いから非農地にしてください。」って言ったらそれを認め るか。それとも「家がもう出来てるんだから宅地にしないといけないよ。」とアドバイスの的に言 わないといけないんじゃないかと思うんだけど。ただ、申請したのが非農地だから「これでお願い します。」で、そう云うもんかいな。大体家が建つ時に宅地になってるでしょ。宅地に、こう 云う風にしなさいよと。どう云う風かは知りませんよ。税金の関係かなんかは知りませんが。 どっちが良いかは知らんけど、申請した様な状態で、ここは「はいできました。こうですよ。」 と云うのはおかしいんじゃないかと思うんだけど。</p> <p>じゃあちょっと河井さんの。</p> <p>山本推進委員どうぞ。</p> <p>河井推進委員が言われるのは中興寺の分。家が建ってるけども。非農地に認めるなんて。 ええっとね。じゃあ今の、説明してください。</p> <p>基本的に、今日、報告事項で、まず農地転用の現況確認と云う事で見ました。あそこについて は平成 19 年に基礎工事が出来上がって、家を建てて。まず一番最初に転用申請が出て、それで 許可があって家を建てると云う事です。出来たけれども、その土地について地目変更登記を してなかったの、改めて地目変更登記するために現況確認してくださいと云う事が出て来た訳 なんです。</p> <p>報告事項の方の 500 m²の宅地部分については許可を得てやっている。他の所については、そう 云うものが一切なくて 20 年以上経過しちゃってるって云う状態であると云う事です。</p> <p>それでは、その他にお尋ねはございますか。それでは質疑は無い様でございます。これにて質 疑を終結し、これから採決を行います。議案第 14 号「非農地の現況証明」に対する可否決定に ついて、原案のとおり可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p>
--	--	---

<p>議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>《全員挙手》 全員が挙手でございます。よって議案第 14 号「非農地の現況証明」につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは以上で議案第 14 号を終わります。</p> <p>続きまして議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本案件につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。</p> <p>お諮りを致します。議席番号 14 番の河井勝重推進委員の申請案件、整理番号 2 番を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(異議無し。の声。)</p> <p>はい。ご異議無しと認めます。よって整理番号 2 番を先に審議致します。河井推進委員は退席をしてください。</p> <p>(河井推進委員 退席)</p> <p>では、河井推進委員の退席を確認致しましたので、これより審議を続行致します。事務局から総括より説明してください。</p> <p>議案第 15 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 3 年 7 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、7-1 頁と 7-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 4、貸し人 4 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 2 件で、2,808 ㎡。3 年以上 6 年未満が 1 件で 2,140 ㎡。6 年以上 10 年未満が 1 件で 1,329 ㎡。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 4,137 ㎡。そして普通畑として利用が 2,140 ㎡であります。利用権設定面積率は 0.049%と云う事になりますね。</p> <p>詳細については次の頁 7-2 の各筆明細一覧をご覧ください。7-2 のこれからご審議頂くのは整理番号 2 の案件であります。2 筆ございます。</p> <p>取り敢えず説明は以上なんですけれども、全体を通してなんですけど、整理番号 1 から 4 までに</p>
--------------------------------------	------------------------	--

	<p>議長</p>	<p>つきまして「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それで、整理番号 2 の案件につきましては、耕作していた方が亡くなられたため、上浅津営農組合で引きついて耕作と云う事で、正式な契約を結ぶ様になったと云うものであります。以上であります。</p> <p>はい。それでは今、分割審議を行っております。整理番号 2 番、これについて質疑がございましたら、どうぞ発言してください。</p> <p>それでは、質疑は無しと云う風に認めさせていただきます。質疑を終結し、これより採決を行います。議案第 15 号「農用地利用集積計画」の整理番号 2 番について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって、議案第 15 号の整理番号 2 番の案件については、原案のとおり決定を致します。</p> <p>それでは退席している河井推進委員に、入室してください。</p> <p>(河井勝重推進委員 着席)</p> <p>それでは河井推進委員が入室を致しました。これを確認致しましたので、会議を続行します。次に議案第 15 号の整理番号 2 番以外の案件を審議致します。説明してください。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。整理番号 1, 3, 4 になりますけども。まず、整理番号 4 が中間管理事業に関わるもの。それから、後は通常どおりなんですけれども。整理番号 3 につきましては、本日の報告事項第 1 号で賃貸借の解約が出て参りましたけれども、その場所を引き受けると云う計画で整理番号 3 が出て来ておりますのでご報告を致します。以上であります。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さん、お尋ねはございますか。</p> <p>それでは質疑無しと云う風に認めます。これで質疑を終結します。それでは採決を行います。議案第 15 号「農用地利用集積計画」の整理番号 2 番以外の決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 15 号「農用地利用集積計画」については、原案のお</p>

<p>議案第 16 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p>	<p>り意見決定を致しました。</p> <p>次に議案第 16 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 16 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>資料 2 の頁をめくって頂きまして、利用配分計画各筆明細をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者 宮内●●。土地の所在 はわい長瀬——。現況地目は田、面積が 1,329 m²。使用貸借による水稻栽培で、契約期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 9 年 5 カ月であります。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。</p> <p>無い様ですね。それでは無しとしてこれで質疑を打ち切ります。採決を行います。議案第 16 号「農用地利用配分計画の策定」について、これに対する意見決定についてをお諮り致します。原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい、全員が挙手であります。よって議案第 16 号「農用地利用配分計画の策定」については、原案のとおり意見決定を致します。</p>
<p>議案第 17 号 農業振興地域整備計画の変更について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 17 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>はい。議案第 17 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、9-1 頁と資料 1 13 頁から 16 頁)</p> <p>番号 1 土地の表示 大字漆原——、地目 畑。面積は 2,590 m²。同じく大字漆原——、地目は</p>

		<p>畑。面積は 856 m²。所有者・申請者は漆原●●。本案件はクヌギの植林を目的として農用地指定を除外するものであります。農地区分は第 2 種農地であります。</p> <p>次の頁 9-1 に航空写真による位置図をつけております。漆原集落の東側。要するに集落の後ろですね。集落の後ろ、梨畑にしてあった所を今は無しの木は切って、棚も撤去をしてございます。その場所で。それでですね、別添資料 1 の 13 頁が公図。緑色に縁取っておりますのが、この度の計画変更の場所でございます。13 頁。そして現地の写真はそれ以降、14 頁、15 頁、16 頁と云う事で付けております。説明は以上です。</p>
	議長	<p>はい。それでは説明が終わりました。それでは皆さんの方から質疑を受け付けたいと思います。皆さんの方から質疑はございますか。</p>
	山本美代子委員	<p>はいどうぞ。山本美代子委員どうぞ発言してください。</p> <p>一つ質問ですけどね、申請地隣の漆原——は、地目は何ですか。分かりますか。角っ子の土地。これは農地では無くなって山って云うか、何か別のものですか。</p>
	議長	<p>はい。事務局説明を。</p>
	事務局	<p>ごめんなさい。地目を確認してないです。</p>
	山本美代子委員	<p>これ、一体になってるから。もしかしてと思ったんですけど。これだけが退けてあるのかなと。横は道ですかね。茶色い所は。</p>
	事務局	<p>はい。茶色は道です。赤線も含めて、道です。分かり易い様に茶色で塗らしてもらいました。</p>
	山本美代子委員	<p>何かこの状況で行くとね、申請地と一緒に。もし農地だったらですよ。と云う風に思ったもので聞いて見ました。もう既にね、山林とかになってれば良いんですけど。</p>
	事務局	<p>確認してきます。</p>
	議長	<p>確認している間、その他お尋ねがございましたらどうぞ。</p>
	山田委員	<p>これって、前に出た。何か、農振除外をしてどうどかって。梨の木を切って植えるって。</p>
	事務局	<p>よろしいですか。</p>
	議長	<p>はいどうぞ。</p>
	事務局	<p>回答させていただきます。以前にこれ、農家相談で「植林をしたいけど、どう云う手続きが必要か」と云う様なことでご相談を頂いておりました。調べてみたらやはり農振農用地になってるので、「手続き的には、まず農振外してからじゃないと転用申請を出して頂けないですよ。」と云</p>

6 閉会	議長	<p>昼食時に町議会総務産業常任委員会の議員団と意見交換、午後 パトロール同行農地パトロールの事前研修を本定例総会終了後に実施します。</p> <p>以上を持ちまして、令和3年度第4回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうもご苦労様でした。</p> <p>(閉会 午後3時37分)</p>
------	----	---